

科学技術・学術審議会組織図と主な所掌事務

科学技術・学術審議会

- ・ 文部科学大臣の諮問に応じて、科学技術の総合的な振興に関する重要事項及び学術の振興に関する重要事項を調査審議すること
- ・ 科学技術の総合的な振興に関する重要事項及び学術の振興に関する重要事項に関し、文部科学大臣に意見を述べること
- ・ 海洋の開発並びに測地学及び政府機関の測地事業計画に関する事項の調査審議、技術士法の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること

研究計画・評価分科会

- ・ 科学技術に関する研究開発に関する計画の作成及び推進に関する重要事項を調査審議すること
- ・ 科学技術に関する研究・開発の評価に係る基本的な政策の企画・立案・推進に関する重要事項を調査審議すること
- ・ 科学技術に関する関係行政機関の事務の調整の方針に関する重要事項を調査審議すること

資源調査分科会

- ・ 資源の総合的利用に関する重要事項を調査審議すること

学術分科会

- ・ 学術の振興に関する重要事項を調査審議すること

海洋開発分科会

- ・ 海洋の開発に関する総合的かつ基本的な事項を調査審議すること

測地学分科会

- ・ 測地学及び政府機関における測地事業計画に関する事項を調査審議すること

技術士分科会

- ・ 技術士制度に関する重要事項を調査審議すること
- ・ 技術士法の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること

科学技術・学術審議会令（平成 12 年政令第 279 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき設置された部会（平成 25 年 2 月 19 日現在）

名 称	調 査 審 議 事 項
先端研究基盤部会	科学技術を支える先端的な研究施設・設備等の研究基盤の整備・高度化・利用や複数領域に横断的に活用可能な科学技術に関する重要事項について審議を行う。
産業連携・地域支援部会	研究開発成果の普及・活用の促進をはじめとする産学官連携の推進や地域が行う科学技術の振興に対する支援に関する重要事項について審議を行う。
生命倫理・安全部会	ライフサイエンスにおける生命倫理及び安全の確保に関する重要事項について審議を行う。

科学技術・学術審議会運営規則（平成 13 年 2 月 16 日科学技術・学術審議会決定）第 5 条第 1 項の規定に基づき設置された委員会（平成 25 年 2 月 19 日現在）

名 称	調 査 事 項
国際戦略委員会	科学技術イノベーションを的確に創出・展開するため、科学技術・学術分野の活動の国際戦略に関する重要事項について調査検討を行う。
人材委員会	科学技術及び学術の振興を図るために必要な人材に関して、幅広い観点から調査検討を行う。
基本計画推進委員会	第 4 期科学技術基本計画に基づく施策の推進に資するため、文部科学省として取り組むべき重要事項に関する調査検討を行う。